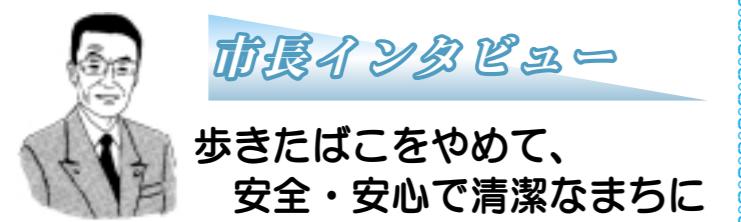


危険・迷惑な「歩きたばこ」をなくすために



市長インタビュー

**歩きたばこをやめて、
安全・安心で清潔なまちに**

●所沢市の条例の特徴はどのような点でしょうか?

斎藤市長 人通りの多い駅周辺や商店街では歩きながらの喫煙は大変危険であり、往来する皆さんに迷惑をかけることになります。市では、皆さんのご協力を得て、路上での歩行喫煙(歩きたばこ等)と吸い殻のポイ捨てを防止することに重点をおいてこの条例を作りました。

そのため、条例では路上喫煙禁止地区を指定しておりますが、罰則を科す内容にはなっておりません。

禁煙を強いるのではなく、喫煙される皆さんのマナーの向上を目指した条例ということになります。

●歩きたばこ等の防止に関する条例が施行されましたか、これからどのように進めていくのでしょうか?

市長 この条例の施行によって、本年7月1日より道路・公園など屋外の公共の場所では、歩行中や自転車の乗車中などに喫煙をしてはならないという努力義務を定めました。

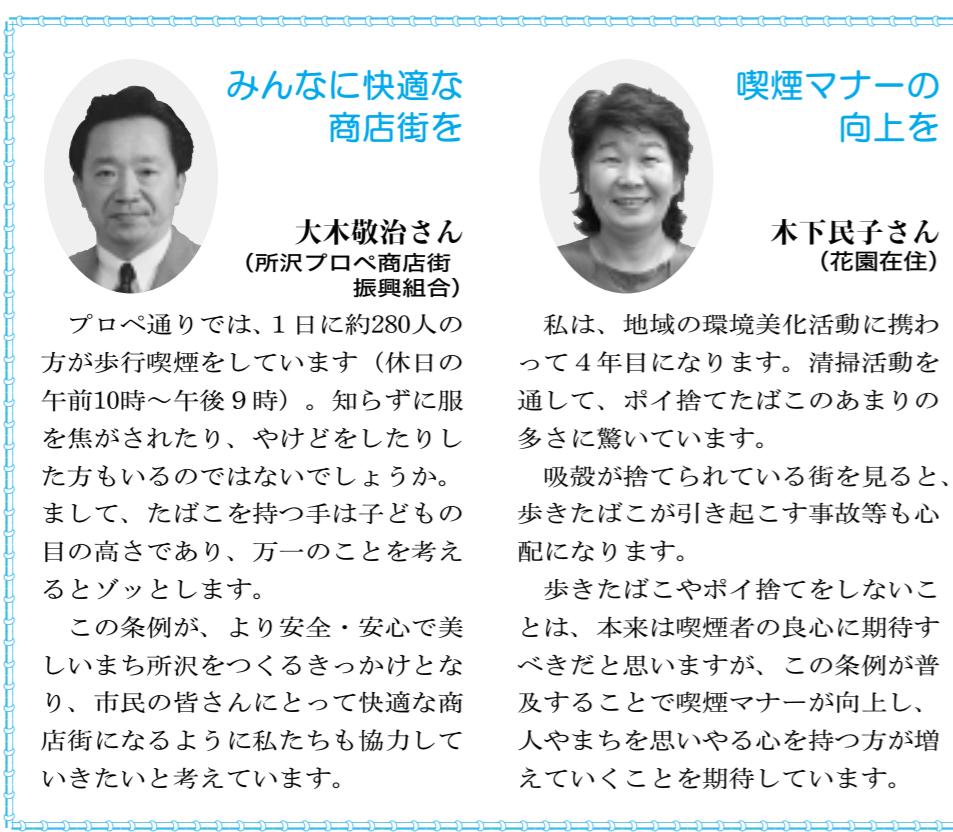
また、9月1日から市内主要駅と周辺商店街での「路上喫煙禁止地区」を指定します。

これによって、当該地区にお住まいの方はもとより、通勤・通学で駅を利用される皆さんや買い物をする皆さんが、歩きたばこのない安全で清潔な歩道や商店街を利用することができ、市全体が快適で住みよい生活環境になるよう願っております。

今後、市内各商店会等の皆さん、自治会・環境推進員の皆さんのご協力をいただきながら施策を進めてまいります。

市・市民・事業者等が協働して、喫煙者と非喫煙者がお互いの気持ちを尊重し、共存できる街を目指します。

皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

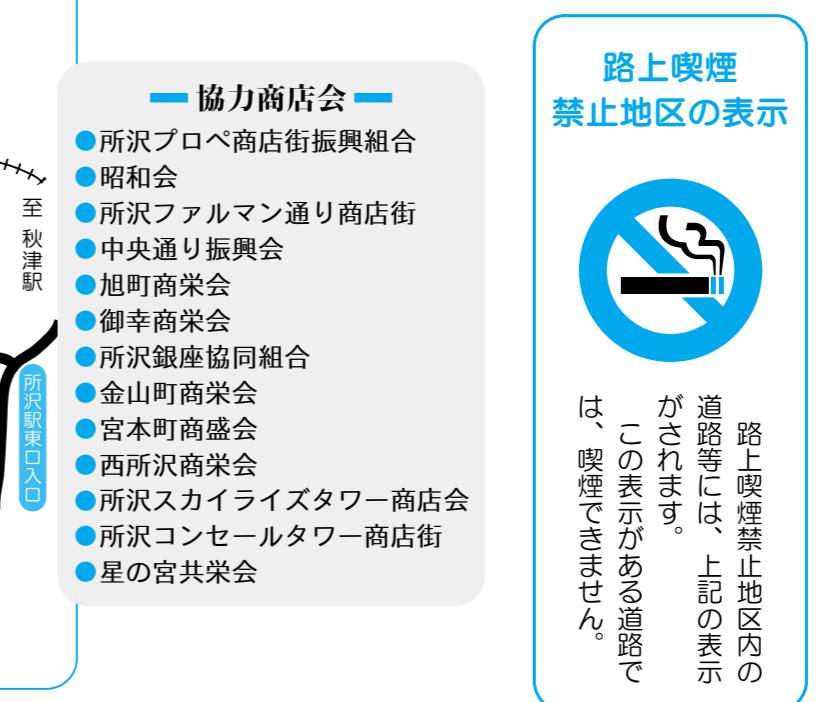
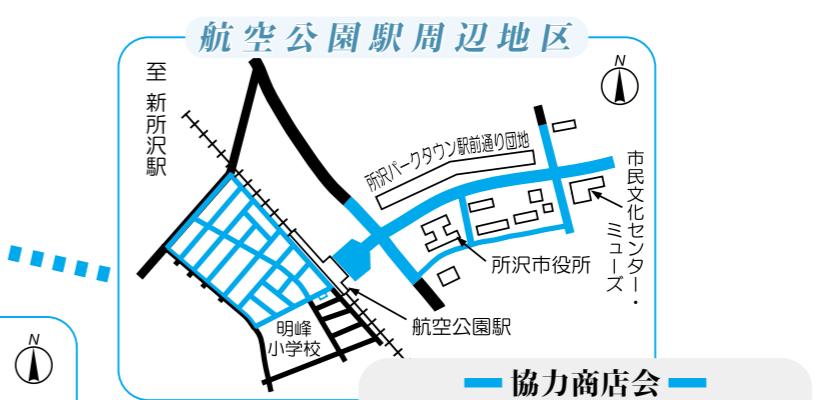
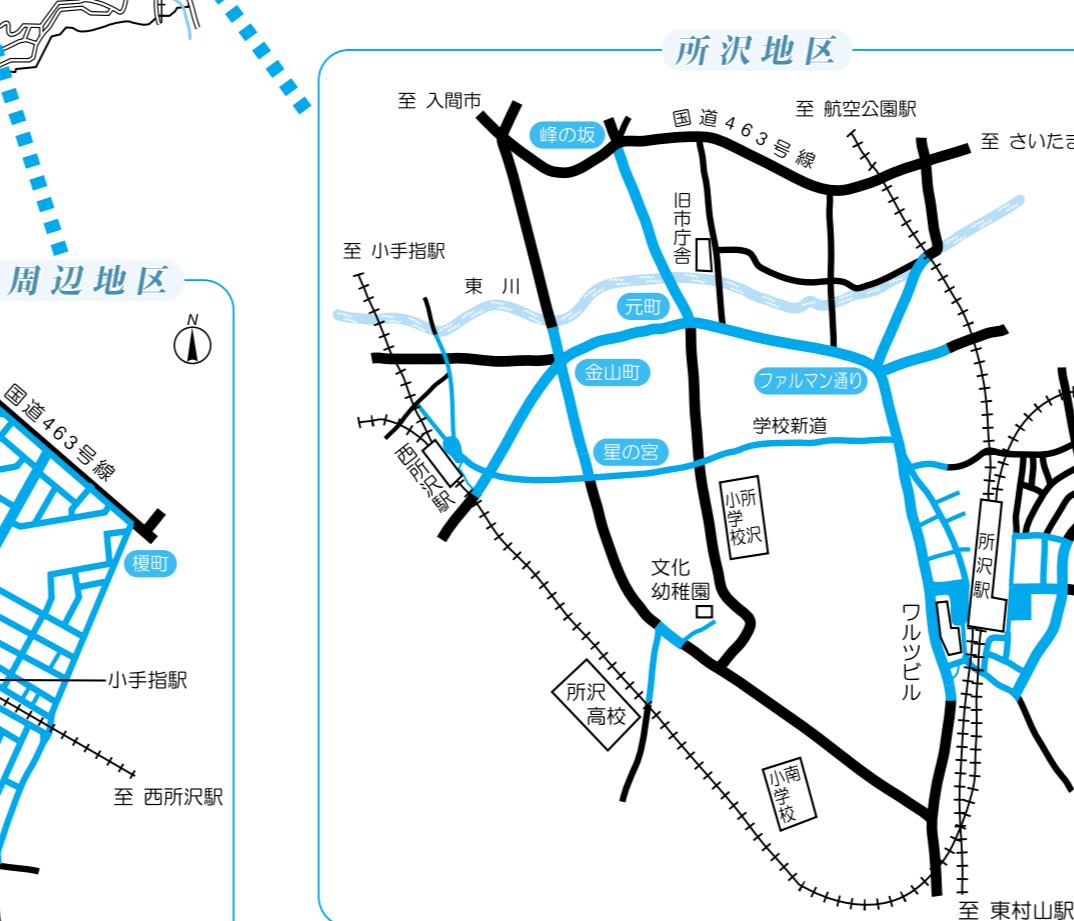


市では、7月1日 に「所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例」を施行しました。これに伴い、歩きたばこなどをしないように、吸い殻のポイ捨てをやめようとして皆さんに呼びかけています(広報ところざわ6月号参照)。

さらに、9月1日 から駅前や商店街など人通りの多いところを、「路上喫煙禁止地区」(下図参照)として指定し、路上での喫煙を禁止します。

また、屋外の公共の場において、喫煙のできないエリアなどについて分かりやすい表示をします。市民の皆さんのご協力をお願いします。

※問い合わせ 生活環境課 (☎2998-9370・FAX2998-9195)



9月1日

路上喫煙禁止地区を指定します